インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは<u>定点把握対象疾患</u>であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている**定点医療機関**からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約 5,000 のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に 70 カ所、長崎市保健所管内に17 カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち 1 つの医療機関が 1 週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがいまして、定点当たり報告数が 3 ならば、1 つの医療機関で 1 週間に 3 人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が 1 以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、 10 以上なら注意報レベル、30 以上なら警報レベルの流行となります。警報 が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

2017-2018 シーズンの公表が、第 45 週から開始されました。 2017 年第 48 週 (11/27-12/3) の定点当たり報告数は 2.58 となり、第 47 週 (11/20-11/26) の定点当たり報告数 1.47 よりも増加しました。今シーズンは、 4 7 週で流行開始の指標 1 を超えました。

2017 年第 48 週の定点当たり報告数は 2.58 (患者報告数 12,785) となり、前週の定点当たり報告数 1.47 よりも増加した。

都道府県別では**長崎県(6.19)**、<u>沖縄県(6.00)、宮崎県(5.47)</u>、愛媛県(5.05)、栃木県(4.88)、<u>福岡県(4.33)、大分県(4.12)</u>、石川県(4.08)、 佐賀県(3.92)、新潟県(3.87)、宮城県(3.81)、埼玉県(3.39)、福井県(3.22)、東京都(3.17)、千葉県(3.15)、熊本県(2.90)、長野県(2.89)、神奈川県(2.87)、和歌山県(2.71)、三重県(2.64)の順となっていました。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の 5 週間(2017年第 $43\sim47$ 週)では AH1pdm09 が最も多く、次いで AH3 亜型、 B 型が同程度にみられました。

詳細は国立感染症研究所ホームページ

(http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html) を参照して下さい。

2017年は、第 48 週(11/27-12/3)は長崎市(<u>2.76</u>)、長崎県(<u>6.19</u>)で、第 47 週(11/20-11/26)の長崎市(<u>1.12</u>)、長崎県(<u>4.47</u>)より増加しておりました。長崎市は、4 7 週で流行開始の指標 1 を超えました。長崎県は、42 週で 1.03 と流行開始の指標 1 を超えましたが、43 週は 0.9 に減少しました。44 週以降 1 を超え、48 週で全国 1 位となっています。(40 週以降、県北(特に佐世保市)、五島で感染者数が増え、流行開始の指標 1 を超えております。佐世保市は 10 を超えています。)

長崎市、長崎県ともにインフルエンザの流行開始の指標1を超えましたので、引き続き注意が必要です。

(長崎県感染症情報センターHPより抜粋、1部改変)

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、 頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関 を受診してください。

